

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、東城都市計画道路三・四・四号東城中央線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

東城都市計画道路三・四・四号東城中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

庄原市東城町川東字久松

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、庄原市役所東城支所環境建設室

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十三日から平成二十四年三月八日まで